

決 裁 権 限 規 程

令和 8 年 7 月 7 日制定

一般社団法人建設 R X コンソーシアム

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人建設 R X コンソーシアム（以下「本法人」という。）における業務執行および事務処理の決裁権限を明確にし、業務の迅速化、効率化および責任の所在を明らかにすることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本法人の業務に関する決裁手続については、定款、社員総会決議、理事会決議およびその他の規程に特段の定めがある場合を除き、本規程の定めるところによる。

(決裁権限者)

第 3 条 本規程における決裁権限者は、理事会、理事長、および事務局長とする。

(権限の委譲)

第 4 条 理事長は、業務の円滑な遂行のため、一定の基準を満たす日常的または定例的な業務の決裁権限を事務局長に委譲することができる。

2 事務局長は、前項に基づき委譲された事項であっても、重要かつ異例な事項については、あらかじめ理事長の承認を得るか、または事後に速やかに報告しなければならない。

(契約および支出に関する決裁基準)

第 5 条 本法人における契約の締結および支出に関する決裁権限の基準は、原則として以下の通りとする。ただし、金額は消費税等を含まないものとする。

1. 理事会決議事項

- (1) 1 件あたり 1,000 万円以上の新たな契約の締結および支出（ただし、あらかじめ理事会において個別案件として事前承認を得ているものを除く）
- (2) 事業計画および収支予算に定めのない予算外の重要な支出
- (3) 定款および法令により理事会の決議が必要とされている事項

2. 理事長決裁事項

- (1) 1 件あたり 100 万円未満の契約の締結および支出のうち、理事会または理事長があらかじめ承認した事業計画および収支予算の範囲外のもの
- (2) 1 件あたり 100 万円以上 1,000 万円未満の契約の締結および支出

(3) 1件あたり1,000万円以上の契約の締結および支出のうち、あらかじめ理事会で事前承認を得ているもの

(4) 事務局業務を受託する企業およびその関連企業を相手方とする契約の締結および支出（※金額にかかわらず事務局長決裁から除外する）

(5) 他の団体等との協定等の締結

3. 事務局長決裁事項（委譲事項）

(1) 理事会または理事長があらかじめ承認した事業計画および収支予算の範囲内における、1件あたり100万円未満の契約の締結および支出

(2) 会費、審査費用等、本法人の規程等に基づく定例的な請求および領収

(3) 事務局の維持運営に必要な1件あたり20万円未満の物品購入、通信費等の支払い

（決裁事項の変更）

第6条 決裁済みの契約又は支出について、金額の増額その他の重要な変更が生じる場合は、変更後の金額（総額）を基準として、第5条に定める決裁権限者の決裁を改めて受けなければならない。

2 事務局長が決裁した事項について増額が生じた場合において、変更後の総額が100万円未満であり、かつ、その増額幅が10万円以内である軽微な増額であるときは、第5条第2項第1号の規定にかかわらず、引き続き事務局長が決裁することができる。

3 金額が減額となる場合については、第1項の規定にかかわらず、改めての決裁を要しないものとする。ただし、理事会又は理事長が決裁した事項については、当該決裁権限者への事後報告を行わなければならない。

（代 決）

第7条 決裁権限者が不在または事故等の理由により決裁を行うことができない場合で、緊急を要するときは、あらかじめ理事長が指名した者が代決することができる。

2 前項の規定により代決した者は、決裁権限者が復帰後速やかに、代決した事項を事後報告しなければならない。

（規程の変更）

第8条 この規程は、定款の趣旨に反しない範囲において、理事会の決議により変更することができる。

（補 則）

第9条 この規程に定めのない事項については、定款、関係法令および理事会の決議の定めるところによる。